3.21　勧告規定

周遊船の一般申告書、旅客名簿及び乗組員名簿については、航海の状況に変更がないことを条件として、一の国の最初の到着港及び最後の出発港においてのみ要求すべきである。

3.22　標準規定

周遊船の船用品申告書及び乗組員携帯品申告書については、一の国の最初の到着港においてのみ要求する。

3.23　標準規定

旅券その他の公的な身分証明書については、周遊船の旅客が常に所持する。

3.24　勧告規定

周遊船が締約国政府の領域内のいずれかの港に七十二時間未満停泊する場合には、その旅客は、関係する公的機関が定める特別な状況を除くほか、査証を所持していることを要しない。

3.25　標準規定

周遊船の旅客については、公的機関がとる管理のための措置によって不当に遅滞させてはならない。

3.26　標準規定

周遊船の旅客については、安全上の目的があり、かつ、身元関係事項を特定し、及び入国を認めるか否かを確認する目的がある場合を除くほか、原則として、入国管理について責任を有する公的機関による個別の審査の対象としてはならない。

3.27　標準規定

周遊船が同じ国の二以上の港に連続して寄港する場合には、旅客は、原則として、最初の到着港及び最後の出発港においてのみ公的機関による審査を受ける。

3.28　勧告規定

周遊船の旅客の入国管理については、旅客の迅速な下船を促進するため、実行可能な場合には、下船地への到着の前に船舶内で行うべきである。

3.29　勧告規定

一の港で周遊船から下船し、同じ国の他の港で再び同じ周遊船に乗船する旅客は、一の港で周遊船から下船し、同一の港で再び同じ周遊船に乗船する旅客と同一の便益を享受すべきである。

3.30　勧告規定

検疫明告書は、周遊船の旅客の衛生管理に必要な唯一の書類とすべきである。

3.31　標準規定

船用品の免税は、周遊船が港に停泊している間、船舶内でその旅客に対して認められる。

3.32　標準規定

周遊船の旅客に対しては、原則として、自己の携帯品について書面による申告を行うことを要求してはならない。ただし、高額の関税並びに他の租税及び課徴金の対象となる物品の場合には、書面による申告及び担保を要求されることがある。

3.33　勧告規定

周遊船の旅客については、為替管理の対象とすべきでない。

3.34　標準規定

周遊船の旅客に対しては、乗船票又は下船票を要求してはならない。

3.35　削除

E　通過中の旅客のための特別な簡易化措置

3.36　標準規定

船舶の到着から出発までの間その船舶内にとどまる通過中の旅客は、関係する公的機関が定める異常な状況にある場合を除くほか、原則として、公的機関による通常の管理を受けない。

3.37　勧告規定

通過中の旅客に対しては、自己の旅券その他の身分証明書の保持を認めるべきである。

3.38　勧告規定

船舶の到着から出発までの間その船舶内にとどまる通過中の旅客に対しては、下船票又は乗船票への記入を要求すべきでない。

3.39　勧告規定

同一の港から同一の船舶で旅行を継続する通過中の旅客に対しては、原則として、その旅客が希望する場合には、公的機関による入国審査及び査証の要件に従うことを条件として、港における当該船舶の停泊中に上陸するための一時的な許可を与えるべきである。

3.40　勧告規定

同一の港から同一の船舶で旅行を継続する通過中の旅客に対しては、関係する公的機関が定める特別な状況を除くほか、査証を所持することを要求すべきでない。

3.41　勧告規定

同一の港から同一の船舶で旅行を継続する通過中の旅客に対しては、原則として、税関申告書の提出を要求すべきでない。

3.42　勧告規定

一の港で下船し、同じ国の異なる港で同じ船舶に乗船する通過中の旅客は、一の港に到着し、同一の港から同じ船舶で出発する旅客と同一の便益を享受すべきである。

F　科学的業務に従事する船舶のための簡易化措置

3.43　勧告規定

科学的業務に従事する船舶は、航海の科学的な目的のためにその船舶内で業務に従事する必要がある要員を輸送する。当該要員に対しては、その船舶の乗組員に与える便益と少なくとも同等に有利な便益を与えるべきである。

G　国際航海に従事する船舶の乗組員である外国人のための追加的な簡易化措置（上陸許可）

3.44　標準規定

公的機関は、船舶の到着の際の手続が完了していること及び公衆衛生、公共の安全又は公の秩序のために上陸を拒否する理由がないことを条件として、外国人の乗組員が到着した際に乗船していた船舶が港にある間、当該乗組員の上陸を許可する。上陸許可については、差別（国籍、人種、皮膚の色、性、宗教、政治的意見、又は社会的出身による差別等）をしないような方法により、及び乗組員が雇用され、従事し、又は労働する船舶の旗国のいかんを問わず、許可する。